

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第49回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成29年2月24日（金） 13時56分～14時51分  
於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、  
島村 博之、菅 美千世、多賀谷 一照、永峰 好美、二村 真理子

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

安藤 英作（郵政行政部長）、岡崎 毅（郵政行政部企画課長）、  
北林 大昌（郵便課長）、中山 裕司（郵便課国際企画室長）、  
森田 真弘（信書便事業課長）、東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐）  
（事務局）

第4 議題

（1） 諮問事項

ア 郵便業務管理規程の変更の認可について【諮問第1143号】

イ クールEMSの提供に関する国際郵便約款の変更の認可について  
【諮問第1144号】

ウ 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可  
並びに信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可について

【諮問第1145～1147号】（非公開）

## 開 会

○樋口分科会長 ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員8名中全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項5件でございます。

まず、諮問第1143号「郵便業務管理規程の変更の認可」について、総務省から説明をお願いします。

○北林郵便課長 郵便課長の北林です。どうぞよろしく申し上げます。

お手元の資料、資料49-1をご覧ください。郵便業務管理規程の変更の認可についてでございます。クリップでとめてある資料で、それを外していただくと、資料が2つの束に分かれるかと思えます。資料49-1の番号がついているほうでございますが、1枚表紙をめくっていただきますと、今回の審議会にお諮りする諮問書となっております。それから、2ページ目、3ページ目が総務省において審査した結果でございます。4ページ目、5ページ目に郵便業務管理規程の変更認可申請という日本郵便株式会社から申請がございました内容が書いてございます。その変更を必要とする理由というのが申請書の中の3番に書いてございますが、本年の6月1日に第二種郵便物の料金の改定をすることに伴い、新たな料金に対応した郵便切手類の発行を行う必要があるためというのが申請理由となっております。

それでは、その後の束の説明資料でご説明させていただきます。先ほどありました、今回の料金の変更認可の申請の背景となりました料金改定について、後ろに「参考資料」がつけられています。ページは6ページとなっております。そちらを先にご覧いただければと思います。郵便料金の改定につきまして、もう既に報道もされておりますのでご存じの方もいらっしゃるかと存じますが、昨年12月22日に総務省に郵便料金の改定につきまして届出がございました。郵便物が減少しており収支状況が厳しくなっているわけですが、そういう中で、赤字が拡大している第二種郵便物と、それから郵便物が大型化しており、再配達コスト等が生じているという大型郵便物の定型外郵便物の料金を改定するという内容でございます。

第二種郵便物は、葉書につきまして52円から62円に改定する。ただし、年賀は据え置き。定型外郵便物、いわゆる大型郵便物ですが、大型化しており郵便受け箱に投函できず、対面配達や再配達、持ち戻り等、コストが増加しているということで、料金を改定するというものでございます。ただし、長辺34センチ、短辺25センチ以内、厚さ3センチ以内、重量1キロ以内のものは規格内として現行維持、または少々安い料金とするという内容でございました。おおむねA4サイズのものをご理解いただければと存じます。

料金改定につきましての概要は以上ですが、説明資料の1ページ目にお戻り下さい。改めまして、1番、郵便業務管理規程については、郵便のユニバーサルサービスと信書の秘密の確保に必要な事項を定めていただくことになっております。今回、その郵便業務管理規程に記載する事項の中の「⑤総務省令で定める事項」の2つ目のポツ、「郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に関する事項」について変更があったということでございます。2番、郵便業務管理規程の変更につきましては、総務大臣の認可が必要で、認可する際にはこの審

議会への諮問が必要ということでございます。

2 ページ目をご覧くださいと、日本郵便株式会社からの申請内容が書いてございます。今回葉書の料金を改定することに伴い、郵便業務管理規程に規定しております郵便切手及び郵便葉書の料額印面の金額に62円の金額を追加するという変更の内容でございます。これは、今年の5月15日から実施ということでお願いしたいという申請内容でございました。

3 ページ目、4 ページ目が審査結果でございますが、ご説明したとおり、料金改定にあわせて切手等の金額を追加するものでございますので、特に郵便業務管理規程に定めてある、あるいは法令に定める配達方法等といった基準との関係で、何ら取り扱いが変わるわけではございませんので、問題がない。つまり、認可をすることが適切としたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○篠崎委員 よろしいですか。通常葉書が62円になる、年賀は据え置き。この理由をご説明していただけますか。

○北林郵便課長 はい。郵便物数が大変、毎年減少している状況が続いておるわけでございます。そういう中で労働力が、需給状況も逼迫して、人件費単価も上昇していると聞いております。収入が減ってコストが増えている中で、収支状況が大変厳しい。そういう中、第二種郵便物、葉書ですけれども、その収支を今見ますと、赤字が約294億円となっており、ここ数年赤字額が拡大しているという状況になってございます。

そういうことも踏まえまして、葉書の料金を値上げしたいということでございます。

○篠崎委員 年賀を据え置き……。

○北林郵便課長 年賀につきましては取り扱い方法が、ご案内のとおり、一定期間に限られているもので、まとまった通数を取り扱っております。配達も含めて、期間が大変短い中で取り扱うことができる商品となつてございますので、そういう意味でのコストを賄えるだけの収入は得られている、つまり黒字だということでもあります。

そういうことも踏まえて、通常の葉書のほうは非常に厳しい状況ですので、値上げ、料金を改定させていただくという話を聞いております。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○島村委員 印刷業界としての質問です。

葉書は今、通常の私的な葉書が多くなっているとは思わないんですが、ダイレクトメールで相当利用量が上がっていると思うんです。ダイレクトメール系の葉書の大きさのものは相当増えているので、扱いは、バルクだとか、郵便局からすると扱いやすくなっているはずなんです。何でそれが値上がりするのか。余計にダイレクトメールの使用が少なくなってしまうのではないかという懸念があるんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○北林郵便課長 年賀以外の葉書ですが、年々、減少しているという傾向がまず1点目でございます。

それと、葉書と、第一種郵便物である、82円の封書でございますが、この取り扱いというのが同じように機械で、おっしゃるとおりダイレクトメールもそうでございますが、機械で区分ができますので、作業的には同じコストで賄える状況になっている。つまり、コストは同じだけれども、料金が安いというのが葉書という状況になってございますので、収入が

増えない中で、費用が増えているという状況でございますので、通常の葉書につきましては、収支が悪くなるような構造になっているという現状があるということでございます。

○島村委員 どこで人件費がかかっているのか、どういうコストなのか、ちょっとわかりません。細かくはわかりませんが、配達のコストなのか、仕分けのコストなのかわかりません。少なくとも、配達以外の仕分けという部分では、商業使用のほうが圧倒的に人件費、手間は少ないですよ。

○北林郵便課長 ご指摘のとおり、今、郵便局の局内の作業につきましてはかなり機械化もされていますし、局内の取り扱いコストは比較的抑えられる状況になっているかと思いますが、配達の部分につきましては、特に配達箇所数というのがあるわけなんです、そこがほとんど変わっていない。つまり、配達コストというのが、物数は減っているんですが、変わらないという状況に至っているということでございます。

○樋口分科会長 はい、菅委員。

○菅委員 このニュースを聞いたときに、葉書が値上がりするというのは理解できたんですが、じゃ、封書はいくらになるんだというので、上がらないのは結構ですけども、今まではずっと一緒に上がってきたわけですよ。私たち消費者から見ると、1通は1通であまり変わらないのかなという感じもしますが、何か特別な理由はありますか。

○北林郵便課長 料金につきましては、会社からの届出制が原則になってございます。したがって、会社がどういう料金を設定したいかというのが大前提となっております。

先ほどご説明しましたとおり、今の郵便事業の収支の状況を見まして、赤字の部分をどうやって改善するかという、特に赤字が膨らんでいる葉書の部分、そこが喫緊だということだと理解しております。

○樋口分科会長 島村委員、どうぞ。

○島村委員 先進国、他国の葉書の金額はいくらなんですか。例えばアメリカで結構なんですよ。

○北林郵便課長 日本郵政の2016年のディスクローズ誌に載っている数字ですが、アメリカの場合が円貨換算で40円。イギリスが106円、フランスが103円、ドイツが58円となっております。

○島村委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 郵便料金については、全て日本郵便株式会社の届出制ですから、半ば民間会社がこういう料金をやりますという報告となります。ここでの審議は、切手の発行の額面についての諮問をするものでありまして、料金設定の自体的話となると、多分、課長は権限外と思います。

○島村委員 すいません、申し訳ありません。ちょっと観点が違ってしまして失礼しました。

○樋口分科会長 いえいえ、ご理解いただきたいと思います。ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

では、ご意見ございませんので、諮問第1143号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

続きまして、諮問第1144号「クールEMSの提供に関する国際郵便約款の変更の認可」について、総務省から説明をお願いします。

○中山国際企画室長 国際企画室長の中山と申します。よろしくお願いたします。本件、資料49-2に基づいてご説明をさせていただきます。資料49-2の1ページから通し番号が振ってありますので、このページ数で言及をさせていただきます。

まず、1ページ目に諮問書がございまして、これに基づいて本日諮問させていただくということになります。2ページ目が審査結果、3ページ目が日本郵便から提出された変更の認可申請書ということになります。その認可申請書の後ろに、4ページから13ページまで約款の変更する箇所が、現行の約款、それから改正後の約款ということで、新旧対照表形式でついております。14ページ以降、説明資料とありますが、こちらを用いましてただいまから説明をさせていただきたいと思っております。

まず、15ページ目をご覧ください。郵便約款の認可について、おさらいとして載せておりますが、郵便約款というのが何かといいますと、「郵便の役務に関する具体的な提供条件」、これは料金以外のものになりますけれども、これを定めるものでありまして、日本郵便株式会社は、そのサービス提供に当たっては、郵便法の68条1項によってこの約款を定めることとされています。

この約款を定める場合、それから変更する場合については、同じく同条第1項で総務大臣の認可を受けることが必要となっております。この認可を行うに当たりまして、この審議会でご審議いただくということで、本日の諮問ということになっております。

続きまして、中身についてご説明をいたします。次の16ページをご覧ください。まず、1番目に申請の背景・理由とございます。日本郵便株式会社は平成25年4月1日、約4年前からEMS郵便物を保冷扱いで提供するというサービスを試験的に行っております。これを商品名として、クールEMSと呼んでおりますので、今後、クールEMSという形で言及してまいります。

このEMSなんですけど、本ページの真ん中あたり、表のすぐ上に注でございますけれども、エクスプレスメールサービスの略称でありまして、国際郵便の中で、最も迅速なサービス提供が行われるサービスというものであります。これの保冷扱いというのがどういうものかと申しますと、上のほうに戻っていただいて、1の2段落目ですが、クールEMSは専用の保冷容器及び保冷剤を使いまして、郵便物を保冷したまま外国の受取人に配達するというサービスとなっております。これは、一定の時間で一定の温度を保ったまま運送するため、運送経路におきまして、冷蔵庫等のインフラ、保冷設備が不要となっております、通常のEMS、普通の郵便物を運ぶのと同じような取扱いでの配達が可能というところが非常に大きな特徴となっております。

図でご説明したいと思っておりますので、19ページをご覧ください。まず、19ページに国際郵便物がどのように差出人から受取人まで到達するかということを示しております。下の図の左側、緑色の部分、「外国宛て郵便物」とありますが、こちらをご覧ください。まず、差出人から差し出された郵便物につきましては、通常の郵便局に行きまして、そこから交換局というところに行きます。この交換局というところで外国宛ての郵便物を一手にまとめまして、それからEMSですと主に成田空港、羽田空港あたりから飛行機に乗って、先方の国の空港に着きます。そこまでが日本郵便が責任を持って運搬するところで、そこで、相手国の郵便

事業体に引き渡されることとなります。その相手国の中の運送・配達につきましては、相手国の郵便事業体が、交換局から実際の配達局を經由して、受取人まで持っていくというオペレーションとなっております。このように、途中で運搬の責任主体が変わりますので、これもうまく經由して、どのように保冷したまま取り扱うかということが今回の非常に大きな特徴となっております。

続きまして、次の20ページのクールEMSについて、そのまま見開きでございますけれども、ご覧下さい。上の右側に、写真で銀色の箱がございますが、これが先ほど申し上げました、クールEMSの保冷箱となります。この保冷箱の中に保冷剤と、実際にお客様が持ってまいりました郵便物を入れまして、ふたをして、これを開けないようにして、保冷をしたまま配達するということとなります。この保冷については、冷蔵型でゼロ度から10度、冷凍型でマイナス15度以下に保つという2つの種類がございます。この箱に入れて、この箱の中だけが保冷されたまま運ぶということで、空港とか交換局における冷蔵設備とか、保冷運搬トラックのようなインフラとか、かなり重い設備というものが不要で運べるというサービスとなっております。

また、16ページにお戻り下さい。一番上の1の第3段落ですが、このクールEMSはこれまで試験提供してまいりまして、この保冷箱の中に温度計などを入れて、温度の変化等も測っていたところですが、これが非常に安定的に冷やしたままきちんと相手先まで届けられることが判断できまして、そういった運搬経路も大分確立されましたので、今回、本格サービスに移りたいというものでございます。なお、現在、試験提供しておりましたクールEMSの実績ですけれども、下のほうの表にありますとおり、順次、日本から差し出す取扱局を増やしておりまして、先方の受け入れ国も増やしているという状況になっております。

このEMSを新たにサービスとして取扱うために、今回約款について一部変更をするものとなっております。実施予定期日としては、本年4月1日からを予定しております。約款の中は、どのような部分が変わるのかということ、先ほどの4ページをご覧いただきまして、新旧対照表で主な部分をご説明させていただきます。

4ページの表の右側、「改正」の部分になりますが、第39条の2をご覧下さい。第39条の2で新たにEMS郵便物を保冷の扱いで運送・配達するというものの規定を置きます。この保冷の扱いにつきまして、そこの表にありますとおり、冷蔵型と冷凍型を設けるということとしております。

続きまして、このページの一番下ですが、第40条で条件を定めております。次のページ、5ページをおめくりいただきご覧いただきますと、その条件といたしまして、第3項、保冷EMS郵便物を差し出すためには、通常のEMSの条件のほか、当社が別に定める条件に従っていただくということが書かれております。この別に定める条件というのは非常に技術的で細かいこととなりますので、この約款自体には定めておりませんが、日本郵便で利用者に明示するというところでございます。どういったものかと言いますと、保冷ボックスが非常に限られておりますので、差出す前に予約をして下さいとか、差出す際は、当然、冷蔵したものとか冷凍したものを持ってきて下さいとかいったことを書いております。

続きまして、第51条、そのすぐ下にありますが、料金の返還についても規定がございます。その見開きのまま、6ページに表が続いておりますけれども、6の2と6の3で、冷蔵型、冷凍型のEMSにつきまして、端的に言いますと、保冷されないで先方に行ってしまう

た場合、まずは料金はお返ししますということになっております。それから、今回特に改正はしないで大丈夫ということなのですが、EMS郵便物自体に何か損害があった場合、補償しますという規定があって、それがそのまま使われることになりませんが、中身が保冷されないうで腐敗してしまった場合につきましては、これは補償が行われることが、現行の規定のままで担保されるということになっております。

以上のような規定がございまして、これにつきまして、当省として審査した結果がございしますが、17ページをご覧ください。基本的に配達取扱いの部分につきましては、現行のEMSと同じで、特に変更はございませんが、ロの部分、引き受けから配達、転送、還付のところにつきまして、一部、今までのEMSと違う取り扱いが行われております。こちらにつきまして審査した結果ですけれども、約款として十分な規定が置かれているということで、これは適当であると認めたいと思っておりますので、今回のご審議をよろしく願います。

私からの説明は以上でございます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。永峰委員。

○永峰委員 クールEMSの取扱高というのは、現在どのくらいを見込まれているのか。実際にクロネコさんとか佐川さんとか、様々なクール宅急便の海外進出が盛んなようです。クールEMSについてもかなり取扱量は増えると見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○中山国際企画室長 現在の取扱高というのは、国際の郵便物とかEMSの中で考えますと、非常に小さなポーションしか占めていないということでございます。申し訳ございませんが、詳しい数字につきましては、経営的なことがございますのでご容赦いただきたいのですが、こちらにつきまして、例えば魚とか野菜とか生鮮食品を、そのまま外国に非常に少ないロットで送るところが見込まれておりまして、特に和食などが海外で今はやっているというか、これからも伸びていくことが考えられる中では、今後も取扱いが伸びていくことが非常に期待される商品となっております。

○樋口分科会長 狙いは高級食材の郵送だろうと思います。とすると、日本の輸出に相当プラスの貢献と、あとは世界遺産になっている和食の普及には、もしかしたら大きな貢献があるかもしれません。

ほかにございませんか。はい。

○二村委員 おそらく伸びていくんじゃないかと私自身も思っております。

農産品輸出をこれから3兆円まで増やそうという計画もありますので、おそらくこのエリア全体では増えると思うんですが、ちょっと教えていただきたいのは、まず通常のEMSよりもかなり単価が高いと考えてよろしいですか。

○中山国際企画室長 はい。実は料金表は、今回のご審議の対象にはなりません、参考としてつけさせていただいておりまして、9ページからをご覧くださいと料金表が載っております。

これが通常のEMSと比べてどういうものかというのと、アジア向けについては、通常のものより大体6,000円前後高いというものになっております。ヨーロッパでは、フランスだけが今のところ取り扱いをしてくれているんですが、こちらにつきましては、1万数千円ちょっと、普通のものよりは高いという状況になっております。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○二村委員 すいません、よろしいですか。ちょっと何点かございまして。

今までも小包を送るという方はいらっしゃったと思うんですが、それにしても今回保冷ボックス、多少大きいものになりますよね。先ほどのご説明で予約が事前に必要であるということではありますが、そんなに前からの予約もできないと思うんです。通常の輸出のプロセスですとフォワーダーが間に入るんですが、このケースですと、フォワーダーは入らないですよね。通常の航空フォワーダーというのは、スペースをもともと持っているんですが、予約をしようとして、確実に予約ができるような体制にあるのか、特定の航空会社と何らかのアレンジメントみたいなものがあるのかどうか、すいません、これは興味なんです、教えていただきたい……。

○中山国際企画室長 特定の航空会社とともに開発した箱を使って、特定の航空会社が運ぶという前提でやっているサービスですので、その辺は確保できていると思います。

○二村委員 すいません、もう1点。

○樋口分科会長 よろしいです、どうぞ。

○二村委員 先ほどの20ページのクールEMSについてという表なんです、日本の交換局から相手国の交換局へということで、しかも配達までしますというものです。航空会社の、特にアジアの空港を見に行きますと、飛行機が着いて、横づけされたらもう、すぐに個別の、要は、受け取りたい側が飛行機の横までとりに行くということが行われているようなんですが、これはあくまで、郵便局を通した配達というサービスなんでしょうか。

○中山国際企画室長 受取人まで個別に配達して、この箱に入れたまま持って行って、目の前でお渡しするということが確保できる先方の郵便事業体とこのサービスを契約して展開しておりますので、そういうサービスでございます。

○二村委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 よろしいですか。ほかに何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

ご意見ございませんので、諮問第1144号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申してはいかかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

最後に、諮問第1145号から1147号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」に移ります。本議題は情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、これからの議題は、審議は非公開とさせていただきますので、傍聴人の方は、恐れ入りますがご退席いただきますようお願いいたします。

(一般傍聴者、退席)

○樋口分科会長 よろしいですか。それでは、総務省から説明をお願いします。

○森田信書便事業課長 よろしくをお願いいたします。信書便事業課長の森田でございます。

今回は、特定信書便事業への新規参入希望者9者からの申請と、許可取得済み事業者3者

からの変更認可の申請でございます。以下、行政処分の種類ごとに3件の諮問事項についてご説明いたします。

まず、資料49-3、表紙をとって、次が諮問書でございます。特定信書便事業への新規参入意思をする事業者9者からの許可申請に対して、いずれも信書便法に掲げている許可の要件を満たしていると認められることから、許可いたしたく諮問するという内容になってございます。

別紙1をご覧ください。横長の資料でございます。今回の申請は、東北から1者、関東から5者、3ページに移りまして、東海2者、近畿1者、合計9者になっております。特徴のあるところといたしまして、1番目の事業者は、信書便法第2条第7項第3号役務、料金800円超のサービスとしまして、電報類似サービスの提供を予定されているということで、4ページに概念説明図をつけております。こちらの図では、メッセージの配達先の例示が結婚式場になっておりますが、この事業者さんはお悔やみメッセージを葬儀場へ送達するサービスを予定されておまして、今現在、XXXXXXXXXX お悔やみ情報提供サイトを運営されているということで、このサイトを通じた注文と、あと固定客からの受注を見込んでいるということでございます。

それから、2番目の事業者ですけれども、こちらは、今回許可を受けましたら、山梨県に本拠を持つ初の信書便事業者となることとなります。

それから、3ページの8番目の申請者でございますけれども、こちらは障害者雇用促進法に基づく特例子会社ということで、昨年1月に会社が設立されまして、4月から操業開始予定ということだそうです。今回申請しております特定信書便事業のほかには、郵便物の仕分けとかチラシ封入作業、あと建物清掃などを業務として予定されていると聞いております。それから、この上の7番と8番は、同じ自動車部品メーカーの信書便物を扱う予定なんですけれども、8番が近隣エリアを担当して、それより遠いところを7番が担当するということだと聞いております。

最後の9番の事業者ですけれども、こちらはバイク便事業を現在営んでおまして、今回、2号役務と3号役務の申請をしておりますが、今回の申請者9者のうち、2号役務、3時間以内の送達サービスを申請しているのはこの1者のみということになっております。

それでは、5ページ以降、信書便法上の許可基準への適合性についてご説明させていただきます。14ページの別紙2の審査結果概要もあわせてご覧になりながらご説明をお聞き願えればと思います。

許可基準には3つございまして、そのうちの1つ目、事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切か否かという観点からのご説明を申し上げます。5ページでございます。引き受け及び配達の方法。許可申請した9者はみな、ご覧のと通りの引受け方法、配達方法が、それぞれ事業計画に明確に記載されておまして、後ほどご説明いたします諮問第1147号とも関連しますけれども、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けて、受取人に配達するということになっております。それから、9者のうち2者、XXXXXXXXXX、こちらは、引受け・配達業務の一部を委託することを予定しておりますけれども、こちらについても、信書便物の秘密保護のために受託者に信書便管理規程の遵守義務を課す予定であることを別途確認しております。ということで、以上を踏まえまして、申請した各者の事業計画は、いずれも信書便物の秘密を保護するために適切な

ものであると判断しております。許可基準の1つ目です。

次に、許可基準の2つ目、事業の遂行上適切な計画であるか否かの判断のご説明でございます。7ページをご覧ください。各審査項目のうち、まず、この(株)ワークスライダーズだけが申請しております2号役務の3時間審査についてご説明いたします。申請のあった提供区域ですけれども、現地の道路事情なども勘案しまして、実際の車両運転による実測とATISという交通情報サービスのソフトを使用しました計測、両方やりました結果、3時間以内に送達できると確認しております。

続きまして、8ページから12ページ、信書便事業収支見積でございます。8ページ以降に記載されております信書便事業見込み収入、8ページで言えば右端の欄に記載されている金額ですけれども、こちらはもう既に契約が見込まれているものとの間で予定している契約額、あるいは既存顧客に対するニーズヒアリング調査結果に基づいて、その見込み通数を出して、予定単価を出して、申請者が算出してきたものでございます。

10ページから12ページは支出及び利益の部ですけれども、こちらの信書便事業支出の欄の金額につきましては、申請者が個別に積み上げた額、あるいは兼業している貨物運送業などとの按分により算出してきたものでございます。ちなみに、この支出欄の細目の中で

、こちらが、先ほどご説明しました業務一部委託に係る業務委託費でございます。両者とも貨物運送業で既に構築されております配送ネットワークを活用して信書便物も運ぶ計画で、現在貨物配送を委託している同じ業者に委託すると聞いておりますので、業務を委託する経済性も認められますし、委託契約書に信書便物の取扱い責務などについても明記するという確認をとっております。

話を表全体に戻しますけれども、左側の信書便事業収入から信書便事業支出を差し引きしました信書便事業営業利益、右から2番目の欄、それから一番右の欄の当期純利益、いずれの申請者も、初年度、翌年度ともにプラスと見込んでいるということで、事業収支に特段の問題は見受けられず、妥当なものだと判断しております。ということで、許可基準の2つ目につきましても、各者とも事業の遂行上適切な計画を有しているものと判断しております。

最後に、許可基準の3つ目、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かの観点からのご説明でございますけれども、13ページをご覧ください。資金計画でございます。直近決算年度におきまして、各者とも債務超過の状況にはなくて、純資産の額はプラス。各者とも事業開始に要する資金を全額自己資金で調達可能としておりますが、その財産的裏づけも十分と判断しております。

してございます。それから、自動車を運送手段として信書便事業を営む場合に必要になります貨物法制上の許認可ですけれども、申請者9者のうち、6者がもともと貨物運送業を営んでおりまして、それ以外の3者、13ページで言えば1番と7番と8番ですけれども、いずれも必要な法手続きを既に済ませていることを確認しております。以上で、各者とも、許可基準の3つ目、事業を適確に遂行するに足る能力、資力、資格を有する者と判断しております。

以上、申しあげました3つの許可基準の適合性の判断をまとめて整理したものが14ページ、15ページの別紙2でございます。また15ページの最終行にも記述しておりますと

おり、いずれの許可申請者も欠格事由に該当しないということも確認しております。

以上、全てをまとめまして、各者とも信書便法に掲げる許可要件を満たしていると認められることから、許可いたしたいと考えております。

続きまして、資料49-4でございます。表紙をとりまして、次に諮問書でございます。新規参入希望者から申請のありました信書便約款の設定認可と許可済みの事業者2者から申請のあった信書便約款の変更の認可についてご審議いただきたいということでございます。なお、今回、新規の許可事業者9者のうち6者は、一昨年の信書便法改正を受けまして定めました標準信書便約款と同一の約款を定めるとしておりますので、認可手続が不要ということになりまして、今回、信書便約款の新規設定の認可申請は、この6者を除く3者からの申請ということになります。

別紙1をご覧ください。これが今回の信書便約款の概要をまとめたものでございます。そのうち、1ページと2ページが新規設定に係る3者からの申請内容、共通して規定された内容ということでございます。こちらも6ページの別紙2-1の審査結果の概要とあわせてご覧いただきたいと思っておりますけれども、いずれの者も役務の名称及び内容、信書便物の引受け、配達、転送・還付の条件などの必要事項を適正かつ明確に定められているとこちらで判断しておりまして、また、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするような規定も見当たりませんでした。ということで、各者とも法令上の認可基準に適合していると判断しておりまして、認可することといたしたいと考えております。

それから、別紙1に戻りまして、3ページ以下は約款の変更認可の申請内容を整理したものでございまして、こちらも8ページの別紙2-2の審査結果概要もあわせてご覧いただきたいと思っております。

変更申請につきましては2者からございまして、左側の事業者、大阪ガスビジネスクリエイト株式会社ですけれども、こちらは1号役務のみをもともと許可を取得している会社ですので、変更内容も1号役務に関係することだけということになります。それで変更事項ですけれども、一昨年の法改正による特定信書便役務の範囲拡大を踏まえまして、1号役務で取り扱う信書便物の大きさと3号役務の料金の額を引き下げる変更を行うということ。それから、各役務の引受け条件のうち、引き受ける信書便物の大きさ・重量の制限値もあわせて変更するというものでございます。いずれの変更も、変更後の規定も引き続き対利用者に明確に定められていて、認可基準に適合しているということになりますので、この約款変更も認可することといたしたいと考えております。

最後の諮問になりますけれども、資料49-5でございます。諮問番号第1147号。こちらは、新規参入希望者9者から申請のありました信書便管理規程設定の認可、それから許可済みの事業者1者から申請のありました信書便管理規程の変更の認可申請でございます。

別紙1をご覧ください。こちらが、信書便管理規程の認可申請の概要をまとめたものでございまして、このうち1ページと2ページが新規設定に係る9者からの申請において共通して規定されていた内容でございます。これも4ページの別紙2-1の審査結果の概要もあわせてご覧いただきたいと思っておりますけれども、いずれも信書便管理者の選任、あるいは信書便物の秘密保護に配慮した作業方法、事故発生時の措置などの、秘密を保護するために必要な規定が適切に記載されているものこちらで判断しております。ということで、認可基準に適合していると認められることから、認可することといたしたいと考えております。

それと、別紙1の3ページでございますけれども、こちらは変更認可申請のあった1者の変更箇所を整理したものでございまして、この審査結果の概要は別紙2-2でございます。変更内容ですが、事業場に配置することになっております信書便管理者の選任基準を変更するというものでございまして、具体的に申しますと、今この会社が持っている管理規程の中で、信書便管理者の選任対象として、具体的なポスト名、固有名称を掲げている内容となっております。その記載の固有名称を落として、役職レベルにするということでございます。今あるポストの固有名称は、将来の組織改編などで変えるときに、管理規程の記載と齟齬をきたしてしまうという問題が発するということなので、そういう名称を役職レベルのものにするという改正でございます。ということで変更後も引き続き管理責任がある役職者から信書便管理者を選任することになっておりますので、認可基準に適合している者と認められますということで、この件についても認可することといたしたいと考えております。

最後になります。参考資料の1と2でございますけれども、こちらは、今回の事業許可申請が認められた場合の参入状況をまとめたものでございます。前回の11月の分科会で参入事業者は489者になったんですが、それ以降に事業廃止した者が2者おりまして、今回新たに9者加わるということで、合計496者となります。

参考2が全事業者の一覧でございまして、先ほど申しました事業廃止した業者は、2ページの下の大阪府の段の3行目の(株)合通、XXXXXXXXXXと聞いております。それから、3ページの兵庫県の段の2行目の(有)サポートシステムはXXXXXXXXXXと聞いております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

それと、すいません、毎年発行しております信書便年報の今年度版が先ごろ刷り上りましたので席上配付させていただいております。お持ち帰りいただいて、お時間があるときにもご覧いただければ幸いです。

以上でございます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見ございませんので、諮問第1145号から第1147号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

以上で本日の議題は終了しました。この際、皆様から発言がございましたら、どうぞ。いかがでしょうか。

○二村委員 質問したいことが2点あったんですが、1点だけにします。ちなみに、質問したかった事項2つというのは、今回の値上げと総括原価主義の関係についてちょっと聞いたかったんですが、おそらく別の会議で相当何か議論があったようなイメージを受けましたので、これは置いておきます。

もう1点なんですが、今、宅配事業者のドライバー不足というのがかなり問題になっていますが、ゆうパックのほうは特に問題がないかどうか。おそらく就業形態がかなり違いそうに思うので、あまり問題になっていないのかなという気はするんですが、もしその点おわか

りになりましたら、教えて下さい。

○北林郵便課長 仔細なところは、会社の経営に係る話なので正確には申し上げられませんが、特に年末、去年のお歳暮の時期、他の宅配業者さんが大変ご苦勞されているという報道もありましたが、日本郵便につきましては、何とかやりくりをして安定した業務運行が確保できたと聞いてございます。

では、今後どうなるのかというところまでは申し上げられませんが、現時点では、そういう厳しい中でいろいろやりくりをしていると聞いてございます。

○樋口分科会長 よろしいですか。

先ほどの信書便の許認可ですけれども、リストをご覧いただければ、残る空白県は高知県のみですので、もし先生方において、どなたか高知県で業者の方で市場参入をされたい方がいましたら、ぜひとも推薦をお願いしたいと思います。山梨県が晴れて1者入りしましたので、残る県は1県のみになりました。よろしく願いいたします。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（東情報流通行政局総務課課長補佐） 事務局から、1点ご連絡させていただきま。次回の日程ですが、3月24日金曜日の午後からの開催を予定しております。詳細につきましては、また別途ご連絡を差し上げますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○樋口分科会長 では、どうぞよろしく願いします。

それでは、本日の会議は終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会